

# 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 弓道競技規則

## 第1条【目的】

公益財団法人 全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）弓道専門部が、主催または主管する大会が、安全で円滑かつ厳正に運営され、公正に競技されることを目的としてこの規則を制定する。

## 第2条【適用範囲】

この規則は、全国高体連弓道専門部・各ブロック高体連弓道専門部および都道府県高体連弓道専門部の主催または主管する大会に適用する。

大会の諸条件により、特別の規則を制定する場合は、競技開始にあたり実施要項に明示するか、またはその内容を事前に説明し周知徹底を図らなければならない。

## 第3条【参加資格】

選手・監督は、当該競技実施要項により参加資格を得たものに限る。

## 第4条【競技】

### (1) 競技の種目・種別・種類および規格

ア 競技の種目は、近的競技および遠的競技とする。

① 近的競技は36cm 木枠（または適当な材料）の霞的を使用し、射距離は28mとする。ただし、個人競技決勝の場合は、5射目以降は24cm 星的を使用する。

② 遠的競技は100cm 得点色的または霞的を使用し、射距離は60mとする。

イ 競技の種別は、男子の部および女子の部とする。

ウ 競技の種類は、団体競技および個人競技とする。

#### ① 団体競技

(ア) 5人制の場合は監督1人、選手5人～7人で構成し、競技の先発メンバーは申し込み記載順の5人とする。

(イ) 3人制の場合は監督1人、選手3人～4人で構成し、競技の先発メンバーは申し込み記載順の3人とする。

(ウ) 申し込み以後、団体メンバーに欠員が生じた場合は競技委員長に届け出ること。その際欠員が生じても大会要項に定められた団体編成人数の過半数を割らなければ団体とみなす。

#### ② 個人競技

監督1人、選手1人とする。

### (2) 競技の方法

次の方法を組み合わせて行うことができる。

ア 的中制または得点制。

イ 総射数法、トーナメント法またはリーグ戦法。

ウ 同的中の場合、射詰競射法または遠近競射法。

エ 近的競技は坐射とする。ただし、大会運営上立射に変更する場合がある。

オ 遠的競技は立射とする。

### (3) 表彰

種別・種類別に表彰する。また、技能優秀団体と技能優秀者を表彰することができる。

### (4) その他

ア 2射（一手）または4射（二手）を行射するときは、取り矢を行う。

イ 射手は脇正面に正対して、左手に弓を持って行射する。

ウ 団体競技、個人競技いずれの場合にも、各射場1番射手より順次1射ずつ行射する。

エ 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）が破損した場合は交換することができる。ただし替弓具が準備してある場合に限る。

オ 射場に入場後、原則として矢返しはできない。

カ 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。棄権を申し出る権利は、該当選手及び監督が有する。ただし、事後は認めない。

## 第5条【競技場】

- (1) 塚敷と射場床面が原則として同一水平面とする。
- (2) 控は第3控まで設営し、第1控は射場内とする。また、第4控を置くことができる。
- (3) 坐射の場合、本座から射位までの距離は、標準を2.0m(3歩)とする。立射の場合、本座から射位までの距離は、標準を1.1m(2歩)とする。
- (4) 射位における立位置の間隔は、近的の標準を1.8m、遠的の標準を1.6mとする。ただし標準間隔が確保できない場合は、大会要項に明記する。複数射場になる場合、射場間の間隔は近的の標準を1.8m以上、遠的の標準を1.6m以上とする。

## 第6条【的の設置】

### 〔近的〕

- (1) 的の中心は、塚敷より27cmの高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように、侯串などによって設置する。侯串は、2本以上使用する事が望ましい。
- (2) 的を5度の傾斜面に直接設置できるようにしたウレタン・畳などの塚を使用してもよい。
- (3) 的の中心は、立位置の間隔と同じとする。

### 〔遠的〕

- (1) 的の中心は、射場床面より97cmの高さとし、的面が後方に15度の傾斜になるように設置する。
- (2) 的は、矢が適度に刺さり、突き抜けない材質の的受マット上に固定する。
- (3) 的を保持する器具は、三脚または四脚で、風などにより転倒しない構造とする。

## 第7条【競技時間】

- (1) 本座における進行係の「始め」の合図によって始まり、最後の射手の最後の弦音で終わる。
- (2) 行射制限時間
  - ア 5人制団体20射(各4射)
    - ① 坐射：8分以内とし7分30秒で予鈴、8分で本鈴の合図をする。
    - ② 立射：7分以内とし6分30秒で予鈴、7分で本鈴の合図をする。
  - イ 3人制団体12射(各4射)
    - ① 坐射：7分以内とし6分30秒で予鈴、7分で本鈴の合図をする。
    - ② 立射：6分以内とし5分30秒で予鈴、6分で本鈴の合図をする。
- (3) 弦切れ、その他自団体による事故が生じても時間の延長はしない。
- (4) 審判委員の指示により競技が停止された時間は制限時間から除外する。
- (5) 個人競技および順位決定戦等の制限時間が無い場合は、「弦音打起し」を原則とする。

## 第8条【招集】

- (1) 第3控において選手と監督の確認、ゼッケンおよび弓具・服装の点検を行う。
- (2) 第3控から第2控に移動する際にいない選手は、「その立」に限り失権とする。
- (3) 第3控から第2控に移動する際に監督がいない個人・団体は、「その立」に限り失権とする。

## 第9条【交代・変更】

- (1) 選手の交代
  - ア 登録選手以外は認めない。
  - イ 交代回数、交代時期、届け出時期については、大会要項に明記する。
  - ウ 交代した選手の再出場は認める。
  - エ 届け出は所定の用紙で監督が、原則招集の30分前までに提出すること。
  - オ 立順を変更することは認めない。ただし、交代によって結果的に立順が変わることは止むを得ないものとする。
  - カ 選手の交代によりゼッケンを替えてはならない。
  - キ 個人競技の選手の変更は認めない。
- (2) 監督の変更
  - ア 監督は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に定める資格基準を満たしていなければならない。

- イ 監督変更届は、新監督が届け出るものとする。
- ウ 監督に不測の事故等が生じた場合は、監督代行届に理由書を添付して競技委員長に提出する。
- エ 監督は、一度変更すると復帰できない。

## 第10条【審判】

大会には次の各審判委員を置く。

- (1) 審判委員長  
審判委員長は審判上の責任を持ち、競技に対し公正かつ適切な判定をする。
- (2) 副審判委員長  
審判委員長を補佐する。
- (3) 射場審判委員  
ア 選手の位置、行射の安全を確認し、有効・無効または失権・失格の判定をする。  
イ 行射停止が必要であると判断した場合は、これを宣言し停止させる。
- (4) 的前審判委員  
ア 矢の「あたり」「はずれ」または得点の判定をする。  
イ 遠近競射による順位の判定をする。  
ウ 「あたり」「はずれ」が疑わしい場合、その判定は的前審判委員複数が立ち会い、○×の表示盤により速かに表示する。  
エ 的中判定前には的設置の不備・強風などでの的が転んだ場合は、その状況を判断して、有効・無効・再行射が必要かどうかを判定する。
- (5) 弓具審判委員  
第3控において弓具の適否を判定し、服装等の違反を点検し改善がなければ失権とする。

## 第11条【的中の判断】

「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。

[近的]

- (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。
  - ア 矢が、的枠の内側からの的枠の外側に射ぬいた場合。
  - イ 矢が、的枠の合せ目または的枠内にとどまった場合。
  - ウ 矢が、あたり矢に継矢となった場合。
  - エ はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。
  - オ 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。
  - カ 的枠内にとどまっている矢の一部が、塚敷に接触している場合。
- (2) 「はずれ」は矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかったものとし「はずれ」とする。
  - ア 矢が、的枠の外側からの的枠の内側に射ぬいた場合。
  - イ 矢が、侯串との的枠の間にとどまった場合。
  - ウ あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。
  - エ 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。
  - オ 掃きあたりの場合。
  - カ 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

### 【的枠内の判定基準】

的枠内とは、的枠の外側の円内に矢が存在する事をいい、矢の外側の的枠が破断している場合は、的枠内とは考えない。そのためビニールの紙など、強度がある紙のために、的枠が確認できない場合は、的紙を切り開き矢の的枠の状態を確認する必要がある。  
矢が的枠正面からあたり、鏃の先端が的枠内に残っている場合は、矢の外側の的枠が破断している場合でも「あたり」と判断する。

[遠的]

- (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。
  - ア 矢が、的を突き抜けた場合。
  - イ 矢が、あたり矢に継矢となった場合。
  - ウ はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。

- エ 的枠内にとどまっている矢の一部が、地表面に接触している場合。
  - オ 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。
  - カ 的枠の無い的で、矢が的の外周線にかかっている場合。
- (2) 「はずれ」は、矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。
- ア あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。
  - イ 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。
  - ウ 掃きあたりの場合。
  - エ 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

## 第12条【的中制の順位】

- (1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。  
個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。
- (2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。
- ア 個人競技
- ① 射詰競射の場合
    - (ア) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径24cmの星的を使用することができる。
    - (イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。
  - ② 遠近競射の場合
    - (ア) 順位は、矢所により判定し、的中心に近い矢を上位とする。
      - \* 矢所とは矢の最初の着点をいう。
      - \* はずれた矢は的の中心から矢所までの距離を測る。
      - \* 的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。
      - \* 矢が的すれすれではずれた場合は、矢が的にあたって外れた場合よりも距離が近い場合があるが、たたき矢は標的に密着していると見てたたき矢の方を上位とする。
    - (イ) 同じ距離にある矢は、再度競射を行う。
    - (ウ) 塚に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。
    - (エ) 塚に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。
    - (オ) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、塚に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)
    - (カ) 順位は、複数の的前審判委員で判定する。
    - (キ) 直径36cmの霞的を使用し、1つの的に対して同じ立位置から1射行射する。
- イ 団体競技
- (ア) 一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とする。
  - (イ) 1回の競射で順位が決まらない場合は、順位が決定するまで繰り返す。
- (3) 同中競射は、替矢から行うことができる。

## 第13条【弓具の規定】

使用する弓具は、伝統的な形状のものでかつ危険を及ぼす恐れのないものとする。

(別頁「伝統的な弓具図解概要」参照)

- (1) 弓は、日本弓(和弓)とし、次の要件を満たすこと。
- ア 長さは、221cm(7尺3寸)を標準とし、若干の長短は認める。
  - イ 握りは、本弭から約3分の1の辺りにある。
  - ウ 矢摺籐の長さは、籐頭より6cm以上とする。
  - エ 照準のための装置や、矢摺籐に作為的な目印がない。
  - オ 材質は、竹・木または新素材(グラスファイバー、カーボンなど)でもよい。
- (2) 矢は、次の要件を満たすこと。
- ア 長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。
  - イ 籐の太さは、直径6mm以上とする。
  - ウ 籐の材質は、竹または新素材(アルミ、グラスファイバー、カーボンなど)でもよい。
  - エ 羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別がある。

オ 羽丈（羽根の長さ）は、近的競技は13cm～15cm、遠的競技は9cm～15cmとする。

カ 羽山（羽根の高さ）は、5mm以上とする。

キ 本矧、末矧および筈巻がある。

ク 筈は、埋込式で筈溝がある。

ケ 筈は、筈溝以外の機能（蛍光、発光など）を有しない。

コ 板付はかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。

サ 引込位置などを示す目印や類似のことがない。

(3) 弦は、次の要件を満たすこと。

ア 撚って一本になっている。

イ 材質は、麻または新素材などでもよい。

(4) 磔（ゆがけ）は、次の要件を満たすこと。

ア 行射では、必ず右手に磔を着用する。

イ 三つ磔、四つ磔あるいは諸磔のいずれかを使用する。

ウ 控、帽子および弦枕がある。

「諸磔・角入り三本磔」は、控があるものとみなす。「柔帽子、和帽子」の使用を認める。

エ 材質は鹿革とする。

(5) 補助具など

伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他の物を付けてはならない

\*伝統的な押手補助具としては、押手磔（拇指、人差指の2本指と拇指のみの1本指）がある。

\*キネシオテープについては、テーピングとみなし使用を認める。

\*サポーターの使用は肘のみ認める。色は、白・黒・紺・ベージュとする。

\*手首を固定する機能のある補助具（テーピング、サポーター等）は、けが・故障の場合でも認めない。

(6) その他

磔の紐は危険防止のため小さく結び、止め具の使用は禁止する。

## 第14条【服 装】

競技の服装は、次のとおりとする。

(1) 選手

ア 弓道衣は白、袴は黒または紺の無地とし、白足袋を着用する。

イ 弓道衣のアンダーシャツは白・黒・紺の無地ものとし襟付き・ハイネックは、不可とする。

ウ 弓道衣に校名・校章・氏名および各都道府県のシンボルマークやワッペン等を付ける場合は、片袖に限る。

ただし、大きさは、縦横10cm以内にす。袴へ刺繍等により校名・氏名を入れる場合は右腰後にする。

エ 鉢巻を使用する場合は、無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名に限り入れてもよいが場所は鉢巻の端とする。

オ 胸当は無地とし校名・校章・その他を入れてはならない。男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは認めない。

カ リボン・ピアス等の装身具類は着用しないこと。

(2) 監督

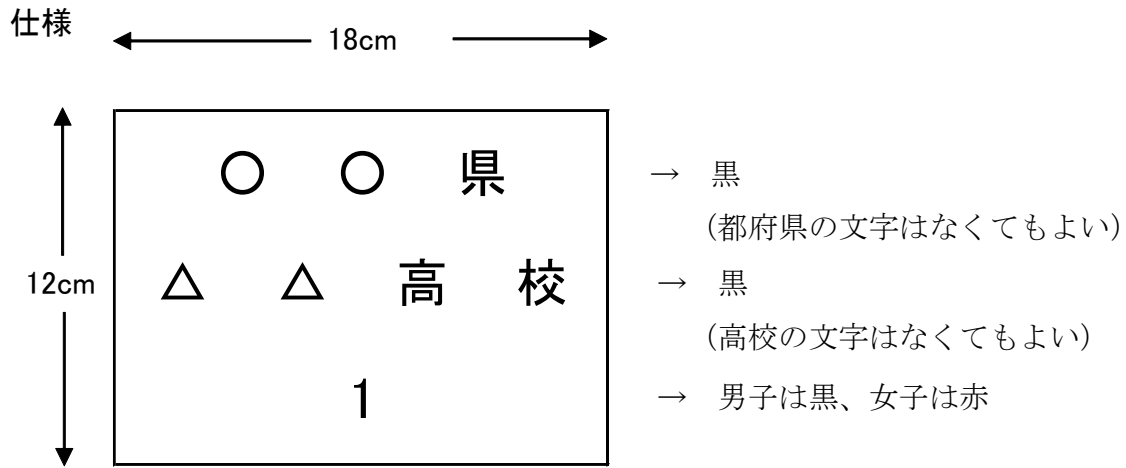
ア 射場内での服装は都道府県のユニフォームまたは上着の着用を原則とする。

イ 射場内での素足は厳禁とする。

## 第15条【ゼッケン】

(1) 選手は必ずプログラムに登録された番号を表示したゼッケンを右腰前に付ける。ただし、ゼッケンの左端が体の中央になるようにする。

(2) ゼッケンは横18cm、縦12cmの白の布を使用する。県名・学校名、男子の選手番号は黒、女子の選手番号は赤で記入する。



### 第16条【射場内心得】

控および射場内においては、審判委員または競技係の指示に従う。

#### (1) 選手

- ア 審判委員の判定に関して異議の申し立てはできない。
- イ 第3控以降、認められた弓具類以外のものを持ち込まない。
- ウ 射場には「ぎり粉」や「筆粉」を持ち込まない。

#### (2) 監督

- ア 選手と共に射場に入場し所定の場所に位置する。
- イ 選手の替弓具(弓・矢・弦)等を持参する。
- ウ 矢取り開始前に「あたり」「はずれ」に関する異議の申し立てをすることができる。
- エ 弦が切れた時は、競技係の指示で速やかに対応する。

#### (3) その他

射場内・観客席などでのフラッシュ撮影は禁止する。

### 第17条【応援】

- (1) 応援は、「よし」の発声または拍手にとどめる。
- (2) 射技上の指示等は禁止する。

### 第18条【禁止事項】

- (1) 競技中、「同一の立」において弓具を共用すること。
- (2) 弓および矢に照準・目印等を付けること。
- (3) 入場時および射場内で発声すること。
- (4) 射場内の選手が、射場内外から口頭その他の方法による指示を求めたり、受けたりすること。
- (5) 選手が本座または射位を離れること。
- (6) 監督が許可なく監督席を離れること。
- (7) 迷惑・妨害行為。

### 第19条【無効】

次の矢は無効とし、「はずれ」として扱う。

- (1) 矢番え完了(右手を腰にとった時点)後に弦から筈がこぼれた矢。
- (2) 打起し開始後引き直した矢。
- (3) 同一射場において前の射手より先に射離した矢。ただし、前の射手が持ち矢を棄権した場合を除く。
- (4) 団体競技で制限時間(本鈴)後に射離された矢。なお同時発射も無効とする。
- (5) 故意に他チームの行射を妨害したと審判委員が判定した場合。  
(妨害を受けた選手の引き直しまたは射直しは認める。)
- (6) 審判委員の注意を無視して行射した矢。

## 第20条【失 権】

次の場合は失権とする。この場合記録上「はずれ」として処理する。

- (1) 替弓具(弓・弦・矢)がないため行射することができない場合。
- (2) 第3控から第2控に移動する際、選手がいない場合は、その選手の「その立」に限り失権とする。
- (3) 第3控から第2控に移動する際、監督がいない場合は、「その立」に限り失権とする。
- (4) 団体競技で制限時間(本鈴)後に残った矢は、失権とする。
- (5) 審判委員の指示に従わない場合。

## 第21条【失 格】

大会の品位を著しく傷つける言動、行為、もしくは競技規則違反等があり、審判委員の注意にもかかわらず改めない場合は、失格とし以後の行射は認めない。

## 第22条【異議の申立】

(1) 次の場合、監督が審判委員あるいは進行委員に異議を申し立てることができる。

- ア 行射を妨げられた場合。
- イ 競技の運行および審判に異議がある場合。

(2) 申し立てに対して、審判委員および進行委員は直ちに処理する。

## 第23条【異議の上申】

(1) 前条の判定に不服がある場合は、監督は競技委員長あるいは審判委員長に異議を上申することができる。

(2) 上申に対して、競技委員長あるいは審判委員長は最終判断を下して処理する。

(3) 選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。

(4) 異議の上申者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については立が替らないうちにおこなわなければならない。

## 第24条【その他】

(1) 大会要項には、①大会名 ②主催 ③主管 ④期日 ⑤会場 ⑥競技の種目・種別・種類 ⑦競技方法 ⑧参加資格 ⑨参加制限 ⑩参加料の有無 ⑪表彰 その他必要事項を記載しなければならない。

(2) 本規則の改廃は、(公財)全国高体連弓道専門部委員長会議で決定する。

本規則は昭和34年8月制定

昭和36年8月改正	昭和37年8月改正	昭和42年8月改正	昭和44年8月改正
昭和45年8月改正	昭和46年8月改正	昭和47年8月改正	昭和48年8月改正
昭和49年8月改正	昭和50年8月改正	昭和51年8月改正	昭和54年8月改正
昭和59年8月改正	昭和61年8月改正	昭和63年8月改正	平成6年8月改正
平成13年8月改正	平成18年8月改正	平成21年7月改正	平成26年12月改正
平成28年8月改正	平成30年8月改正		